

広島市告示第274号

平成27年5月22日

広島市自転車等の放置の防止に関する条例（昭和60年広島市条例第98号）第9条第3項の規定により、自転車等放置規制区域を次のとおり変更しますので、同条第4項の規定により告示します。

なお、区域図については、広島市道路交通局自転車都市づくり推進課、広島市南区役所建設部維持管理課において縦覧に供します。

広島市長 松井一實

1 変更する自転車等放置規制区域の名称及び変更年月日

名称	変更年月日
広島駅南口周辺自転車等放置規制区域	平成27年7月1日

2 広島駅南口周辺自転車等放置規制区域の区域図

別図のとおり。

別図 略



広島市告示第275号

平成27年5月25日

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第6条第1項の規定により大規模小売店舗の届出事項の変更の届出があったので、同条第3項において準用する同法第5条第3項の規定により、次のとおり公告します。

広島市長 松井一實

1 大規模小売店舗の名称及び所在地

- (1) 名称 DCMダイキ宇品店
- (2) 所在地 広島市南区宇品海岸328番地540ほか

2 大規模小売店舗を設置する者

高島産業株式会社
 代表取締役 田中 浩洋
 東京都港区赤坂六丁目4番19号

3 変更事項

(1) 大規模小売店舗の名称及び所在地

(変更前)

名称	住所
ダイキ宇品店	広島市南区宇品海岸328番地540ほか

(変更後)

名称	住所
DCMダイキ宇品店	広島市南区宇品海岸328番地540ほか

(2) 大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

(変更前)

名称	代表者	住所

ダイキ株式会社	代表取締役 小島 正之	愛媛県松山市美沢一丁目9番1号
---------	----------------	-----------------

(変更後)

名称	代表者	住所
DCMダイキ株式会社	代表取締役 小島 正之	愛媛県松山市美沢一丁目9番1号

4 変更年月日

平成27年3月1日

5 届出年月日

平成27年5月13日

6 届出書の縦覧場所

- (1) 広島市中区国泰寺町一丁目6番34号
広島市経済観光局産業振興部商業振興課
- (2) 広島市南区皆実町一丁目5番44号
広島市南区役所市民部政調整課

7 届出書の縦覧期間及び縦覧のできる時間帯

- (1) 縦覧期間
平成27年5月25日から同年9月25日まで。ただし、日曜日、土曜日、国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日及び同年8月6日を除く。
- (2) 縦覧のできる時間帯
午前8時30分から午後5時15分まで

8 意見書の提出

大規模小売店舗立地法第8条第2項の規定により、当該大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のために配慮すべき事項について意見を有する者は、この公告の日から4月以内に限り、広島市に対し、意見書の提出により、これを述べることができます。

9 意見書の提出期限及び提出先

- (1) 提出期限 平成27年9月25日
- (2) 提出先
〒730-8586
広島市中区国泰寺町一丁目6番34号
広島市経済観光局産業振興部商業振興課



広島市告示第276号

平成27年5月25日

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第6条第1項の規定により大規模小売店舗の届出事項の変更の届出があったので、同条第3項において準用する同法第5条第3項の規定により、次のとおり公告します。

広島市長 松井一實

1 大規模小売店舗の名称及び所在地

- (1) 名称 DCMダイキ・ひまわり可部店
- (2) 所在地 広島市安佐北区亀山二丁目940番ほか

2 大規模小売店舗を設置する者

大和重工株式会社

代表取締役 田中 保昭
 広島市安佐北区可部一丁目21番23号
 株式会社ブレひまわり
 代表取締役 梶原 秀樹
 広島県福山市西新涯町二丁目10番11号

3 変更事項

- (1) 大規模小売店舗の名称及び所在地
 (変更前)

名称	住所	変更年月日・理由
ダイキ・ひまわり可部店	広島市安佐北区亀山二丁目940番ほか	

(変更後)

名称	住所	変更年月日・理由
DCMダイキ・ひまわり可部店	広島市安佐北区亀山二丁目940番ほか	平成27年3月1日名称変更のため

- (2) 大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

(変更前)

名称	代表者	住所	変更年月日・理由
ダイキ株式会社	代表取締役 小島 正之	愛媛県松山市美沢一丁目9番1号	
株式会社ブレひまわり	代表取締役 梶原 秀樹	広島県福山市西新涯町二丁目10番11号	
株式会社エブリイ	代表取締役 岡崎 雅廣	広島県福山市南蔵王町二丁目10番22号	

(変更後)

名称	代表者	住所	変更年月日・理由
DCMダイキ株式会社	代表取締役 小島 正之	愛媛県松山市美沢一丁目9番1号	平成27年3月1日名称変更のため
株式会社ブレひまわり	代表取締役 梶原 秀樹	広島県福山市西新涯町二丁目10番11号	
株式会社エブリイ	代表取締役 岡崎 雅廣	広島県福山市南蔵王町二丁目10番22号	

- 4 変更年月日
 上記3のとおり

- 5 届出年月日
 平成27年5月13日

- 6 届出書の縦覧場所
 (1) 広島市中区国泰寺町一丁目6番34号
 広島市経済観光局産業振興部商業振興課

- (2) 広島市安佐北区可部四丁目13番13号
 広島市安佐北区役所市民部政調整課
 7 届出書の縦覧期間及び縦覧のできる時間帯

- (1) 縦覧期間
 平成27年5月25日から同年9月25日まで。ただし、日曜日、土曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日及び同年8月6日を除く。
 (2) 縦覧のできる時間帯
 午前8時30分から午後5時15分まで

- 8 意見書の提出
 大規模小売店舗立地法第8条第2項の規定により、当該大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のために配慮すべき事項について意見を有する者は、この公告の日から4月以内に限り、広島市に対し、意見書の提出により、これを述べることができます。

- 9 意見書の提出期限及び提出先
 (1) 提出期限 平成27年9月25日
 (2) 提出先
 〒730-8586
 広島市中区国泰寺町一丁目6番34号
 広島市経済観光局産業振興部商業振興課

広島市告示第277号

平成27年5月25日

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第6条第1項の規定により大規模小売店舗の届出事項の変更の届出があったので、同条第3項において準用する同法第5条第3項の規定により、次のとおり公告します。

広島市長 松井 一 實

- 1 大規模小売店舗の名称及び所在地
 (1) 名称 DCMダイキ舟入南店
 (2) 所在地 広島市中区舟入南一丁目676番5ほか
 2 大規模小売店舗を設置する者
 ハセガワ化成株式会社
 代表取締役 長谷川 千鶴
 広島市中区舟入南一丁目6番44号
 3 変更事項
 (1) 大規模小売店舗の名称及び所在地

(変更前)

名称	住所
ダイキ舟入南店	広島市中区舟入南一丁目676番5ほか

(変更後)

名称	住所
DCMダイキ舟入南店	広島市中区舟入南一丁目676番5ほか

- (2) 大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及

び住所並びに法人にあっては代表者の氏名
(変更前)

名称	代表者	住所
ダイキ株式会社	代表取締役 小島 正之	愛媛県松山市美沢一丁目9番1号

(変更後)

名称	代表者	住所
DCMダイキ株式会社	代表取締役 小島 正之	愛媛県松山市美沢一丁目9番1号

4 変更年月日

平成27年3月1日

5 届出年月日

平成27年5月13日

6 届出書の縦覧場所

- (1) 広島市中区国泰寺町一丁目6番34号
広島市経済観光局産業振興部商業振興課
- (2) 広島市中区国泰寺町一丁目4番21号
広島市中区役所市民部政調整課

7 届出書の縦覧期間及び縦覧のできる時間帯

- (1) 縦覧期間
平成27年5月25日から同年9月25日まで。ただし、日曜日、土曜日、国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日及び同年8月6日を除く。
- (2) 縦覧のできる時間帯
午前8時30分から午後5時15分まで

8 意見書の提出

大規模小売店舗立地法第8条第2項の規定により、当該大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のために配慮すべき事項について意見を有する者は、この公告の日から4月以内に限り、広島市に対し、意見書の提出により、これを述べることができます。

9 意見書の提出期限及び提出先

- (1) 提出期限 平成27年9月25日
- (2) 提出先
〒730-8586
広島市中区国泰寺町一丁目6番34号
広島市経済観光局産業振興部商業振興課

広島市告示第278号

平成27年5月25日

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第6条第1項の規定により大規模小売店舗の届出事項の変更の届出があったので、同条第3項において準用する同法第5条第3項の規定により、次のとおり公告します。

広島市長 松井 一 實

1 大規模小売店舗の名称及び所在地

- (1) 名称 DCMダイキ・ひまわり瀬野川店

- (2) 所在地 広島市安芸区中野東四丁目5395番地ほか

2 大規模小売店舗を設置する者

DCMダイキ株式会社
代表取締役 小島 正之
愛媛県松山市美沢一丁目9番1号
株式会社スパーク
代表取締役 長崎 清忠
広島市西区商工センター二丁目17番37号

3 変更事項

- (1) 大規模小売店舗の名称及び所在地

(変更前)

名称	住所	変更年月日・理由
ダイキ・ひまわり瀬野川店	広島市安芸区中野東四丁目5395番地ほか	

(変更後)

名称	住所	変更年月日・理由
DCMダイキ・ひまわり瀬野川店	広島市安芸区中野東四丁目5395番地ほか	平成27年3月1日 名称変更のため

- (2) 大規模小売店舗を設置する者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

(変更前)

名称	代表者	住所	変更年月日・理由
ダイキ株式会社	代表取締役 小島 正之	愛媛県松山市美沢一丁目9番1号	
株式会社スパーク	代表取締役 長崎 清忠	広島市西区商工センター二丁目17番37号	

(変更後)

名称	代表者	住所	変更年月日・理由
DCMダイキ株式会社	代表取締役 小島 正之	愛媛県松山市美沢一丁目9番1号	平成27年3月1日 名称変更のため
株式会社スパーク	代表取締役 長崎 清忠	広島市西区商工センター二丁目17番37号	

- (3) 大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

(変更前)

名称	代表者	住所	変更年月日・理由
ダイキ株式会社	代表取締役 小島 正之	愛媛県松山市美沢一丁目9番1号	
株式会社プブレひまわり	代表取締役 梶原 秀樹	広島県福山市西新涯町二丁目10番11号	

(変更後)

名称	代表者	住所	変更年月日・理由
DCMダイキ株式会社	代表取締役 小島 正之	愛媛県松山市美沢一丁目9番1号	平成27年3月1日 名称変更のため
株式会社ブレひまわり	代表取締役 梶原 秀樹	広島県福山市西新涯町二丁目10番11号	

4 変更年月日

上記3のとおり。

5 届出年月日

平成27年5月13日

6 届出書の縦覧場所

- (1) 広島市中区国泰寺町一丁目6番34号
広島市経済観光局産業振興部商業振興課
- (2) 広島市安芸区船越南三丁目4番36号
広島市安芸区役所市民部政調整課

7 届出書の縦覧期間及び縦覧のできる時間帯

- (1) 縦覧期間
平成27年5月25日から同年9月25日まで。ただし、日曜日、土曜日、国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日及び同年8月6日を除く。
- (2) 縦覧のできる時間帯
午前8時30分から午後5時15分まで

8 意見書の提出

大規模小売店舗立地法第8条第2項の規定により、当該大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のために配慮すべき事項について意見を有する者は、この公告の日から4月以内に限り、広島市に対し、意見書の提出により、これを述べることができます。

9 意見書の提出期限及び提出先

- (1) 提出期限 平成27年9月25日
- (2) 提出先

〒730-8586

広島市中区国泰寺町一丁目6番34号
広島市経済観光局産業振興部商業振興課

~~~~~  
**広島市告示第279号**

平成27年5月25日

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第6条第1項の規定により大規模小売店舗の届出事項の変更の届出があったので、同条第3項において準用する同法第5条第3項の規定により、次のとおり公告します。

広島市長 松井 一 實

1 大規模小売店舗の名称及び所在地

- (1) 名称 DCMダイキ祇園店
- (2) 所在地 広島市安佐南区祇園四丁目1285番1ほか

2 大規模小売店舗を設置する者

DCMダイキ株式会社  
代表取締役 小島 正之  
愛媛県松山市美沢一丁目9番1号

3 変更事項

- (1) 大規模小売店舗の名称及び所在地

(変更前)

| 名称     | 住所                   | 変更年月日・理由 |
|--------|----------------------|----------|
| ダイキ祇園店 | 広島市安佐南区祇園四丁目1285番1ほか |          |

(変更後)

| 名称        | 住所                   | 変更年月日・理由             |
|-----------|----------------------|----------------------|
| DCMダイキ祇園店 | 広島市安佐南区祇園四丁目1285番1ほか | 平成27年3月1日<br>名称変更のため |

- (2) 大規模小売店舗を設置する者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

(変更前)

| 名称      | 代表者            | 住所              | 変更年月日・理由 |
|---------|----------------|-----------------|----------|
| ダイキ株式会社 | 代表取締役<br>小島 正之 | 愛媛県松山市美沢一丁目9番1号 |          |

(変更後)

| 名称         | 代表者            | 住所              | 変更年月日・理由             |
|------------|----------------|-----------------|----------------------|
| DCMダイキ株式会社 | 代表取締役<br>小島 正之 | 愛媛県松山市美沢一丁目9番1号 | 平成27年3月1日<br>名称変更のため |

- (3) 大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

(変更前)

| 名称      | 代表者            | 住所              | 変更年月日・理由 |
|---------|----------------|-----------------|----------|
| ダイキ株式会社 | 代表取締役<br>小島 正之 | 愛媛県松山市美沢一丁目9番1号 |          |

(変更後)

| 名称         | 代表者            | 住所              | 変更年月日・理由             |
|------------|----------------|-----------------|----------------------|
| DCMダイキ株式会社 | 代表取締役<br>小島 正之 | 愛媛県松山市美沢一丁目9番1号 | 平成27年3月1日<br>名称変更のため |

4 変更年月日

上記3のとおり

5 届出年月日

平成27年5月13日

6 届出書の縦覧場所

- (1) 広島市中区国泰寺町一丁目6番34号  
広島市経済観光局産業振興部商業振興課
- (2) 広島市安佐南区古市一丁目33番14号  
広島市安佐南区役所市民部政調整課

7 届出書の縦覧期間及び縦覧のできる時間帯

- (1) 縦覧期間  
平成27年5月25日から同年9月25日まで。ただし、日曜日、土曜日、国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日及び同年8月6日を除く。
- (2) 縦覧のできる時間帯  
午前8時30分から午後5時15分まで

7 意見書の提出

大規模小売店舗立地法第8条第2項の規定により、当該大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のために配慮すべき事項について意見を有する者は、この公告の日から4月以内に限り、広島市に対し、意見書の提出により、これを述べることができます。

8 意見書の提出期限及び提出先

- (1) 提出期限 平成27年9月25日
- (2) 提出先  
〒730-8586  
広島市中区国泰寺町一丁目6番34号  
広島市経済観光局産業振興部商業振興課

広島市告示第280号

平成27年5月25日

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第6条第1項の規定により大規模小売店舗の届出事項の変更の届出があったので、同条第3項において準用する同法第5条第3項の規定により、次のとおり公告します。

広島市長 松井一實

1 大規模小売店舗の名称及び所在地

- (1) 名称 イオンモール広島祇園
- (2) 所在地 広島市安佐南区祇園三丁目540番地1ほか

2 大規模小売店舗を設置する者

イオンモール株式会社  
代表取締役社長 吉田 昭夫  
千葉県美浜区中瀬一丁目5番地1

3 変更事項

- (1) 大規模小売店舗を設置する者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名  
(変更前)  
名称 イオンモール株式会社  
代表者 代表取締役社長 岡崎 双一  
住所 千葉県美浜区中瀬一丁目5番地1  
(変更後)  
名称 イオンモール株式会社

代表者 代表取締役社長 吉田 昭夫

住所 千葉県美浜区中瀬一丁目5番地1

- (2) 大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名  
(変更前) 別紙1のとおり。  
(変更後) 別紙2のとおり。

4 変更年月日

- (1) 大規模小売店舗を設置する者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名  
平成27年2月1日
- (2) 大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名  
別紙2のとおり。

5 届出年月日

平成27年5月15日

6 届出書の縦覧場所

- (1) 広島市中区国泰寺町一丁目6番34号  
広島市経済観光局産業振興部商業振興課
- (2) 広島市安佐南区古市一丁目33番14号  
広島市安佐南区役所市民部政調整課

7 届出書の縦覧期間及び縦覧のできる時間帯

- (1) 縦覧期間  
平成27年5月25日から同年9月25日まで。ただし、日曜日、土曜日、国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日及び同年8月6日を除く。
- (2) 縦覧のできる時間帯  
午前8時30分から午後5時15分まで

8 意見書の提出

大規模小売店舗立地法第8条第2項の規定により、当該大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のために配慮すべき事項について意見を有する者は、この公告の日から4月以内に限り、広島市に対し、意見書の提出により、これを述べることができます。

9 意見書の提出期限及び提出先

- (1) 提出期限 平成27年9月25日
- (2) 提出先  
〒730-8586  
広島市中区国泰寺町一丁目6番34号  
広島市経済観光局産業振興部商業振興課

別紙1・別紙2 略

広島市告示第281号

平成27年5月25日

地方自治法（昭和22年法律第67号）第171条第4項の規定に基づき、財政局中央市税事務所出納員の事務の一部を次のとおり委任したので告示します。

広島市長 松井一實

1 委任を受けた分任出納員

青崎連絡所

主任 信部 佳代子 主任 岩本 登志子  
 課長補佐 片山 明治 主幹 山本 輝昭  
 主幹 梶山 英治 主査 木村 陸彦  
 主査 上瀬 俊也 主査 谷川 芳樹  
 主査 北野 裕臣 主事 小田 康二  
 主事 宮尾 めぐみ 主事 笹原 さやか

2 委任した事務

広島市証明等手数料条例（昭和32年広島市条例第20号）  
 第2条第23号、第24号に規定する手数料（青崎連絡所の所  
 掌事務に係るものに限る。）の収納

3 委任年月日

平成27年4月1日

4 委任期間

平成27年4月1日から平成28年3月31日まで

広島市告示第282号

平成27年5月25日

地方自治法（昭和22年法律第67号）第171条第4項の規  
 定に基づき、財政局東部市税事務所出納員の事務の一部を次のと  
 おり委任したので告示します。

広島市長 松井 一 實

1 委任を受けた分任出納員

戸坂連絡所

主任 繁本 直子  
 主任 吉良 典子

2 委任した事務

広島市証明等手数料条例（昭和32年広島市条例第20号）  
 第2条に規定する手数料（戸坂連絡所の所掌事務に係るもの  
 に限る。）の収納

3 委任年月日

平成27年4月1日

4 委任期間

平成27年4月1日から同年6月30日まで

広島市告示第283号

平成27年5月25日

地方自治法（昭和22年法律第67号）第171条第4項の規  
 定に基づき、経済観光局競輪事務局出納員の事務の一部を次のと  
 おり委任するので告示します。

広島市長 松井 一 實

1 委任を受ける分任出納員

別紙のとおり。

2 委任する事務

- (1) 広島市競輪特別会計規則（昭和28年広島市規則第10号）第2条第2項に規定する収納金の収納
- (2) 広島市競輪特別会計規則第4条の規定による支払（競輪場

外で行うものに限る。)

3 委任年月日

平成27年5月26日

4 委任期間

平成27年5月26日から同年8月24日まで

(別紙)

| 設置場所  | 取扱場所        | 氏名     | 委任期間                       |
|-------|-------------|--------|----------------------------|
| 競輪事務局 | サテライト笠岡     | 若松 秀敏  | H27. 5. 26 ~<br>H27. 8. 24 |
| 競輪事務局 | 防府競輪場       | 小坂 一人  |                            |
| 競輪事務局 | サテライト宇部     | 酒井 孝子  |                            |
| 競輪事務局 | 高松競輪場       | 櫻又 浩   |                            |
| 競輪事務局 | 小松島競輪場      | 壽満 靖司  |                            |
| 競輪事務局 | サテライト徳島     | 増井 稔人  |                            |
| 競輪事務局 | 高知競輪場       | 国沢 隆   |                            |
| 競輪事務局 | サテライト南国     | 木村 祐介  |                            |
| 競輪事務局 | サテライト安田     | 武田 昌史  |                            |
| 競輪事務局 | 松山競輪場       | 沖廣 善久  |                            |
| 競輪事務局 | サテライトこまつ    | 山野本 慶三 |                            |
| 競輪事務局 | サテライト西予     | 田中 傑計  |                            |
| 競輪事務局 | 函館競輪場       | 中村 謙三  |                            |
| 競輪事務局 | サテライト札幌     | 村田 剛   |                            |
| 競輪事務局 | サテライト石狩     | 野澤 和雄  |                            |
| 競輪事務局 | サテライト男鹿     | 松村 めぐみ |                            |
| 競輪事務局 | 青森競輪場       | 鳴海 雄大  |                            |
| 競輪事務局 | サテライト六戸     | 秋元 義行  |                            |
| 競輪事務局 | サテライト石鳥谷    | 坂本 亮   |                            |
| 競輪事務局 | サテライトしおさい鹿島 | 石川 悟   |                            |
| 競輪事務局 | ラ・ピスタ新橋     | 曾我 訓久  |                            |
| 競輪事務局 | 千葉競輪場       | 大堀 嘉昭  |                            |
| 競輪事務局 | サテライト市原     | 湯沢 秀臣  |                            |
| 競輪事務局 | サテライト鴨川     | 井上 馨   |                            |
| 競輪事務局 | サテライト水戸     | 生田目 好  |                            |
| 競輪事務局 | 岐阜競輪場       | 加藤 一義  |                            |
| 競輪事務局 | 大垣競輪場       | 高橋 武   |                            |
| 競輪事務局 | 豊橋競輪場       | 荒川 克己  |                            |
| 競輪事務局 | 富山競輪場       | 黒田 光晴  |                            |
| 競輪事務局 | 松阪競輪場       | 久保 秀朗  |                            |
| 競輪事務局 | 四日市競輪場      | 石田 康郎  |                            |
| 競輪事務局 | 福井競輪場       | 南 裕之   |                            |
| 競輪事務局 | 奈良競輪場       | 丸谷 佳成  |                            |
| 競輪事務局 | 京都向日町競輪場    | 岸本 勇雄  |                            |
| 競輪事務局 | 和歌山競輪場      | 西 正也   |                            |
| 競輪事務局 | 岸和田競輪場      | 牟田 親也  |                            |
| 競輪事務局 | 久留米競輪場      | 豊福 浩二  |                            |
| 競輪事務局 | サテライト北九州    | 岡崎 明美  |                            |
| 競輪事務局 | サテライト中洲     | 石橋 克彦  |                            |
| 競輪事務局 | 武雄競輪場       | 小田 修   |                            |
| 競輪事務局 | サテライト宮崎     | 松尾 博文  |                            |
| 競輪事務局 | サテライトみぞべ    | 黒尾 聖洋  |                            |
| 競輪事務局 | サテライト三股     | 福田 哲久  |                            |

|       |          |       |
|-------|----------|-------|
| 競輪事務局 | サテライト鹿児島 | 加古 亮太 |
| 競輪事務局 | 別府競輪場    | 伊藤 雅一 |
| 競輪事務局 | 熊本競輪場    | 山浦 英樹 |
| 競輪事務局 | サテライト阿久根 | 内藤 豊  |

広島市告示第284号

平成27年5月25日

地方自治法(昭和22年法律第67号)第171条第4項の規定に基づき、経済観光局競輪事務局出納員の事務の一部を次のとおり委任するので告示します。

広島市長 松井 一 實

- 委任を受ける分任出納員  
別紙のとおり。
- 委任する事務
  - 広島市競輪特別会計規則(昭和28年広島市規則第10号)第2条第2項に規定する収納金の収納
  - 広島市競輪特別会計規則第4条の規定による支払(競輪場外で行うものに限る。)
- 委任年月日  
平成27年5月31日
- 委任期間  
平成27年5月31日から同年8月24日まで  
(別紙)

| 設置場所  | 取扱場所    | 氏名    | 委任期間         |
|-------|---------|-------|--------------|
| 競輪事務局 | 玉野競輪場   | 山下 浩二 | H27. 5. 31 ~ |
| 競輪事務局 | サテライト横浜 | 木暮 慎二 | H27. 8. 24   |
| 競輪事務局 | 名古屋競輪場  | 兎玉 英希 |              |
| 競輪事務局 | サテライト大阪 | 吉野 博  |              |

広島市告示第285号

平成27年5月26日

広島市自転車等の放置の防止に関する条例(昭和60年広島市条例第98号)第10条又は第11条の規定に基づき保管している自転車等について、所有権を取得したので告示します。

なお、関係台帳は、広島市道路交通局自転車都市づくり推進課において閲覧に供します。

広島市長 松井 一 實

広島市告示第286号

平成27年5月27日

生活保護法(昭和25年法律第144号)第49条及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律(平成6年法律第30号)第14条第4項の規定により、医療扶助のための医療を担当する機関として、次に掲げる機関を指定したので、生活保護法第55条の3第1号の規定により告示します。

広島市長 松井 一 實

| 名称                 | 所在地                             | 指定年月日<br>/ 指定有効期限        |
|--------------------|---------------------------------|--------------------------|
| 風呂中内科              | 広島市中区紙屋町一丁目4-19                 | 平成27年4月1日<br>平成33年3月31日  |
| 澤野甲状腺・糖尿病専門予約クリニック | 広島市中区大手町三丁目8-5<br>エイトバレー大手町9F   | 平成27年5月1日<br>平成33年4月30日  |
| サン薬局大手町店           | 広島市中区大手町三丁目8-5<br>エイトバレー大手町4F   | 平成27年5月1日<br>平成33年4月30日  |
| わかくさ薬局             | 広島市東区若草町17-8 1F                 | 平成27年4月1日<br>平成33年3月31日  |
| みなみストレスクリニック       | 広島市南区皆実町一丁目13-27                | 平成27年4月1日<br>平成33年3月31日  |
| あさひ整形外科クリニック       | 広島市南区旭二丁目15-18                  | 平成27年5月15日<br>平成33年5月14日 |
| みやた眼科              | 広島市西区井口四丁目2-34                  | 平成27年4月1日<br>平成33年3月31日  |
| かがわファミリークリニック      | 広島市安佐南区西原二丁目32-19               | 平成27年4月1日<br>平成33年3月31日  |
| 緑井脳神経外科            | 広島市安佐南区緑井五丁目29-18-201           | 平成27年4月1日<br>平成33年3月31日  |
| ほほえみ歯科クリニック        | 広島市安佐南区緑井四丁目11-22<br>サーラシティ緑井2F | 平成27年4月1日<br>平成33年3月31日  |

広島市告示第287号

平成27年5月27日

生活保護法(昭和25年法律第144号)第50条の2及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律(平成6年法律第30号)第14条第4項の規定により、次に掲げる指定医療機関から廃止の届出があったので、生活保護法第55条の3第2号の規定により告示します。

広島市長 松井 一 實

| 名称            | 所在地                   | 廃止年月日      |
|---------------|-----------------------|------------|
| 風呂中内科         | 広島市中区紙屋町一丁目4-19       | 平成27年3月31日 |
| 吉田歯科医院        | 広島市中区本通8-32           | 平成27年4月30日 |
| わかくさ薬局        | 広島市東区若草町17-8 1F       | 平成27年3月31日 |
| みなみストレスクリニック  | 広島市南区皆実町一丁目13-27 2F   | 平成27年3月31日 |
| みやた眼科         | 広島市西区井口四丁目2-34        | 平成27年3月31日 |
| 緑井脳神経外科       | 広島市安佐南区緑井五丁目29-18-201 | 平成27年3月31日 |
| かがわファミリークリニック | 広島市安佐南区西原二丁目32-19     | 平成27年3月31日 |

|             |                   |            |
|-------------|-------------------|------------|
| ほほえみ歯科クリニック | 広島市安佐南区緑井四丁目11-22 | 平成27年3月31日 |
| 全快堂薬局本店     | 広島市安芸区船越三丁目13-12  | 平成27年4月30日 |

広島市告示第288号

平成27年5月27日

生活保護法（昭和25年法律第144号）第51条第1項及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項の規定により、次に掲げる指定医療機関から指定辞退の届出があったので、生活保護法第55条の3第3号の規定により告示します。

広島市長 松井一實

| 名称            | 所在地         | 辞退年月日      |
|---------------|-------------|------------|
| 医療法人社団井原クリニック | 広島市中区基町6-27 | 平成27年6月30日 |

広島市告示第289号

平成27年5月27日

広島市国民健康保険条例（昭和34年3月26日広島市条例第9号。以下「条例」という。）第10条第1項の規定に基づき、平成27年度の被保険者に係る基礎賦課額の保険料率を次のとおり決定しましたので、同条第3項の規定により告示します。

広島市長 松井一實

- 1 所得割 100分の8.53
- 2 被保険者均等割 23,670円
- 3 世帯別平等割
  - 条例第10条第1項第3号アに掲げる額 26,566円
  - 条例第10条第1項第3号イに掲げる額 13,283円
  - 条例第10条第1項第3号ウに掲げる額 19,925円

広島市告示第290号

平成27年5月27日

広島市国民健康保険条例（昭和34年3月26日広島市条例第9号。以下「条例」という。）第10条の6の5第1項の規定に基づき、平成27年度の被保険者に係る後期高齢者支援金等賦課額の保険料率を次のとおり決定しましたので、同条第3項の規定により告示します。

広島市長 松井一實

- 1 所得割 100分の2.58
- 2 被保険者均等割 7,343円
- 3 世帯別平等割
  - 条例第10条の6の5第1項第3号アに掲げる額 8,241円
  - 条例第10条の6の5第1項第3号イに掲げる額

- 4,121円
- 条例第10条の6の5第1項第3号ウに掲げる額 6,181円

広島市告示第291号

平成27年5月27日

広島市国民健康保険条例（昭和34年3月26日広島市条例第9号。以下「条例」という。）第10条の10第1項の規定に基づき、平成27年度の介護納付金賦課被保険者に係る介護納付金賦課額の保険料率を次のとおり決定しましたので、同条第3項の規定により告示します。

広島市長 松井一實

- 1 所得割 100分の2.43
- 2 被保険者均等割 8,420円
- 3 世帯別平等割 6,730円

広島市告示第292号

平成27年5月27日

広島市国民健康保険条例（昭和34年3月26日広島市条例第9号。以下「条例」という。）第14条第1項に規定する平成27年度の国民健康保険料の基礎賦課額から減額すべき額を次のとおり決定しましたので、同条第2項において準用する条例第10条第3項の規定により告示します。

広島市長 松井一實

- 1 条例第14条第1項第1号アに掲げる額 16,569円
- 2 条例第14条第1項第1号イに掲げる額
  - 条例第10条第1項第3号アに規定する世帯に係る額 18,597円
  - 条例第10条第1項第3号イに規定する世帯に係る額 9,299円
  - 条例第10条第1項第3号ウに規定する世帯に係る額 13,948円
- 3 条例第14条第1項第2号アに掲げる額 11,835円
- 4 条例第14条第1項第2号イに掲げる額
  - 条例第10条第1項第3号アに規定する世帯に係る額 13,283円
  - 条例第10条第1項第3号イに規定する世帯に係る額 6,642円
  - 条例第10条第1項第3号ウに規定する世帯に係る額 9,963円
- 5 条例第14条第1項第3号アに掲げる額 4,734円
- 6 条例第14条第1項第3号イに掲げる額
  - 条例第10条第1項第3号アに規定する世帯に係る額 5,314円
  - 条例第10条第1項第3号イに規定する世帯に係る額 2,657円
  - 条例第10条第1項第3号ウに規定する世帯に係る額



3,985円

広島市告示第293号

平成27年5月27日

広島市国民健康保険条例（昭和34年3月26日広島市条例第9号。以下「条例」という。）第14条第3項において準用する同条第1項に規定する平成27年度の国民健康保険料の後期高齢者支援金等賦課額から減額すべき額を次のとおり決定しましたので、条例第14条第3項において準用する同条第2項において準用する条例第10条の6の5第3項の規定により告示します。

広島市長 松井一實

- 1 条例第14条第3項において準用する同条第1項第1号アに掲げる額 5,141円
2 条例第14条第3項において準用する同条第1項第1号イに掲げる額
条例第10条の6の5第1項第3号アに規定する世帯に係る額 5,769円
条例第10条の6の5第1項第3号イに規定する世帯に係る額 2,885円
条例第10条の6の5第1項第3号ウに規定する世帯に係る額 4,327円
3 条例第14条第3項において準用する同条第1項第2号アに掲げる額 3,672円
4 条例第14条第3項において準用する同条第1項第2号イに掲げる額
条例第10条の6の5第1項第3号アに規定する世帯に係る額 4,121円
条例第10条の6の5第1項第3号イに規定する世帯に係る額 2,061円
条例第10条の6の5第1項第3号ウに規定する世帯に係る額 3,091円
5 条例第14条第3項において準用する同条第1項第3号アに掲げる額 1,469円
6 条例第14条第3項において準用する同条第1項第3号イに掲げる額
条例第10条の6の5第1項第3号アに規定する世帯に係る額 1,649円
条例第10条の6の5第1項第3号イに規定する世帯に係る額 825円
条例第10条の6の5第1項第3号ウに規定する世帯に係る額 1,237円

広島市告示第294号

平成27年5月27日

広島市国民健康保険条例（昭和34年3月26日広島市条例第9号。以下「条例」という。）第14条第4項において準用する同条第1項に規定する平成27年度の国民健康保険料の介護納付金賦課額から減額すべき額を次のとおり決定しましたので、条例

第14条第4項において準用する同条第2項において準用する条例第10条の10第3項の規定により告示します。

広島市長 松井一實

- 1 条例第14条第4項において準用する同条第1項第1号アに掲げる額 5,894円
2 条例第14条第4項において準用する同条第1項第1号イに掲げる額 4,711円
3 条例第14条第4項において準用する同条第1項第2号アに掲げる額 4,210円
4 条例第14条第4項において準用する同条第1項第2号イに掲げる額 3,365円
5 条例第14条第4項において準用する同条第1項第3号アに掲げる額 1,684円
6 条例第14条第4項において準用する同条第1項第3号イに掲げる額 1,346円

広島市告示第295号

平成27年5月27日

地方自治法（昭和22年法律第67号）第171条第4項の規定に基づき、財政局西部市税事務所出納員の事務の一部を次のとおり委任したので告示します。

広島市長 松井一實

- 1 委任を受けた分任出納員
井口連絡所
主任 西村 有紀子 主事 青谷 早苗
主任 三木 洋子 主事 竹原 正之
主幹 小畑 真弓 主事 桜井 加代
主査 松谷 裕子 主事 矢川 めぐみ
主査 宮田 美恵
2 委任した事務
広島市証明等手数料条例（昭和32年広島市条例第20号）第2条第23号、第24号に規定する手数料（井口連絡所の所掌事務に係るものに限る。）の収納
3 委任年月日
平成27年4月1日
4 委任期間
平成27年4月1日から平成28年3月31日まで

広島市告示第296号

平成27年5月27日

地方自治法（昭和22年法律第67号）第171条第4項の規定に基づき、財政局西部市税事務所出納員の事務の一部を次のとおり委任したので告示します。

広島市長 松井一實

- 1 委任を受けた分任出納員
財政局西部市税事務所佐伯税務室

室長 龍田 順子

2 委任した事務

財政局西部市税事務所において取り扱う次に掲げる事務（財政局西部市税事務所佐伯税務室において取り扱うものに限る。）

- (1) 市税及び県民税並びに過料並びにこれらに係る延滞金、過少申告加算金、不申告加算金、重加算金及び滞納処分による収納金の収納
- (2) 受託徴収金の収納
- (3) 地方税法（昭和25年法律第226号）第16条の2第1項の規定により納税者又は特別徴収義務者から提供を受ける証券の出納及び保管
- (4) 児童福祉施設徴収金及び過料並びにこれらに係る延滞金及び滞納処分による収納金の収納
- (5) 児童福祉施設徴収金の納入義務者から提供を受ける証券の出納及び保管
- (6) 市税及び県民税並びに過料並びにこれらに係る延滞金、過少申告加算金、不申告加算金、重加算金及び滞納処分による収納金の過誤納金の支払
- (7) 市民税及び県民税の所得割から控除すべき配当割額又は株式譲渡所得割額に係る控除不足額の還付後に生ずる戻入金の収納
- (8) 原動機付自転車及び小型特殊自動車の標識再交付に係る弁償金の収納
- (9) 商品である原動機付自転車等の標識交付手数料の収納
- (10) 合衆国軍隊構成員等の所有する軽自動車等に対する軽自動車税に係る証紙売りさばき代金の収納
- (11) 広島市証明等手数料条例（昭和32年広島市条例第20号）第2条に規定する手数料の収納
- (12) 広島市都市計画関係手数料条例（平成12年広島市条例第24号）第2条に規定する手数料の収納
- (13) 下水道事業受益者負担金及び下水道事業分担金（以下「下水道事業受益者負担金等」という。）並びにこれに係る延滞金及び滞納処分による収納金の収納
- (14) 下水道事業受益者負担金等の納入義務者から提供を受ける証券の出納及び保管並びに証券の取立てに要する費用の出納
- (15) 下水道事業受益者負担金等に係る納期前納付報奨金の繰替払
- (16) 広島市証明等手数料条例（昭和32年広島市条例第20号）第2条第23号に係る手数料（下水道事業に係るものに限る。）の収納

3 委任年月日

平成27年4月1日

広島市告示第297号

平成27年5月27日

生活保護法（昭和25年法律第144号）第50条の2及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第

30号）第14条第4項の規定により、次に掲げる指定医療機関から休止の届出があったので、生活保護法第55条の3第2号の規定により告示します。

広島市長 松井 一 實

| 名称            | 所在地           | 休止年月日      |
|---------------|---------------|------------|
| 医療法人児玉内科クリニック | 広島市西区天満町7-24  | 平成26年7月26日 |
| 広島睡眠クリニック     | 広島市西区観音町13-18 | 平成27年3月31日 |

広島市告示第298号

平成27年5月28日

広島市市営駐車場条例（昭和45年広島市条例第13号）第6条及び第11条の規定に基づき、路外駐車場の休止を次のとおり告示します。

広島市長 松井 一 實

1 休止する駐車場、区画数及び期間

| 駐車場名          | 区画数 | 休止する日時                              |
|---------------|-----|-------------------------------------|
| 広島市市営西広島駅南駐車場 | 3区画 | 平成27年6月5日（金）午後1時から<br>同月6日（土）午前3時まで |

2 休止する理由

駐車場隣接地における建物改装工事を施工するに伴い、駐車場としての利用ができなくなるため。

広島市告示第299号

平成27年5月28日

介護保険法（平成9年法律第123号）第24条の2第1項の規定により、次のとおり同項第2号に規定する事務を委託したので、同条第5項の規定により告示する。

広島市長 松井 一 實

1 当該委託に係る事務所の名称及び所在地

(1) 名称

社会福祉法人京都福祉サービス協会

(2) 所在地

京都市下京区西木屋町通上ノ口上る海湊町83番地の1  
ひと・まち交流館京都4F

2 委託する指定市町村事務受託法人の名称及び主たる事務所の所在地並びにその代表者の氏名

(1) 名称

社会福祉法人京都福祉サービス協会

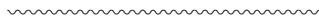
(2) 主たる事務所の所在地

京都市下京区西木屋町通上ノ口上る海湊町83番地の1  
ひと・まち交流館京都4F

(3) 代表者の氏名

理事長 田邊 真人

- 3 委託開始年月日  
平成27年5月18日
- 4 委託事務の内容  
介護保険法第24条の2第1項第2号に規定する事務（要介護認定調査事務）
- 5 居宅サービス等の提供の有無  
無し



広島市告示第300号

平成27年5月28日

地方自治法（昭和22年法律第67号）第171条第4項の規定に基づき、健康福祉局保健部食品保健課出納員の事務の一部委任を次のとおり解除したので告示します。

広島市長 松井 一 實

- 1 委任の解除を受けた分任出納員  
別紙のとおり。
- 2 解除した事務  
健康福祉局保健部（広島市保健所）の分室において取り扱う次に掲げる事務
  - (1) 広島市証明等手数料条例第2条に規定する手数料（保健部の所掌事務に係るものに限る。）の収納
  - (2) 広島市衛生関係手数料条例（平成12年広島市条例第22号）第2条に規定する手数料（保健部の所掌事務に係るものに限る。）の収納
  - (3) 広島市化製場等に関する条例（昭和59年広島市条例第44号）第3条に規定する手数料の収納
  - (4) 証紙売りさばき代金の収納
  - (5) 食品衛生責任者資格者証の実費の収納
- 3 解除年月日  
平成27年3月31日

（別紙）

| 設置場所           | 職名      | 氏名    |
|----------------|---------|-------|
| 健康福祉局保健部東区分室   | 生活衛生専門員 | 榊田 猛司 |
| 健康福祉局保健部南区分室   | 技師      | 佐伯 幸三 |
| 健康福祉局保健部西区分室   | 生活衛生専門員 | 新本 晴信 |
| 健康福祉局保健部安佐南区分室 | 生活衛生専門員 | 岩田 敬二 |
| 健康福祉局保健部安佐北区分室 | 生活衛生専門員 | 井堰 正文 |
| 健康福祉局保健部安芸区分室  | 生活衛生専門員 | 柳 加起  |
| 健康福祉局保健部佐伯区分室  | 生活衛生専門員 | 岡田 可人 |



広島市告示第301号

平成27年5月29日

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第6条第1

項の規定により大規模小売店舗の届出事項の変更の届出があったので、同条第3項において準用する同法第5条第3項の規定により、次のとおり公告します。

広島市長 松井 一 實

- 1 大規模小売店舗の名称及び所在地
  - (1) 名称 フジグラン緑井
  - (2) 所在地 広島市安佐南区緑井一丁目1番
- 2 大規模小売店舗を設置する者  
緑井まちづくり株式会社  
代表取締役 吉本 泰徳  
広島市安佐南区緑井一丁目5番1-308号  
ほか4法人、16名
- 3 変更事項  
大規模小売店舗を設置する者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名  
(変更前)

| 氏名（名称） | 代表者 | 住所                    |
|--------|-----|-----------------------|
| 下紺 恵子  | —   | 広島市安佐南区緑井一丁目5番1-2503号 |

(変更後)

| 氏名（名称） | 代表者 | 住所                  |
|--------|-----|---------------------|
| 下紺 恵子  | —   | 広島市安佐北区口田南一丁目19番27号 |

- 4 変更年月日  
平成27年4月2日
- 5 届出年月日  
平成27年5月22日
- 6 届出書の縦覧場所
  - (1) 広島市中区国泰寺町一丁目6番34号  
広島市経済観光局産業振興部商業振興課
  - (2) 広島市安佐南区古市一丁目33番14号  
広島市安佐南区役所市民部政調整課
- 7 届出書の縦覧期間及び縦覧のできる時間帯
  - (1) 縦覧期間  
平成27年5月29日から同年9月29日まで。ただし、日曜日、土曜日、国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日及び同年8月6日を除く。
  - (2) 縦覧のできる時間帯  
午前8時30分から午後5時15分まで
- 8 意見書の提出  
大規模小売店舗立地法第8条第2項の規定により、当該大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のために配慮すべき事項について意見を有する者は、この公告の日から4月以内に限り、広島市に対し、意見書の提出により、これを述べるすることができます。
- 9 意見書の提出期限及び提出先
  - (1) 提出期限 平成27年9月29日

(2) 提出先

〒730-8586

広島市中区国泰寺町一丁目6番34号

広島市経済観光局産業振興部商業振興課

広島市告示第302号

平成27年5月29日

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第6条第1項の規定により大規模小売店舗の届出事項の変更の届出があったので、同条第3項において準用する同法第5条第3項の規定により、次のとおり公告します。

広島市長 松井一實

1 大規模小売店舗の名称及び所在地

(1) 名称 ファミリータウン広電楽々園

(2) 所在地 広島市佐伯区楽々園四丁目441番1ほか

2 大規模小売店舗を設置する者

株式会社広電ストア

代表取締役 尾崎 義昭

広島市中区東千田町二丁目9番29号

広島電鉄株式会社

代表取締役 椋田 昌夫

広島市中区東千田町二丁目9番29号

3 変更事項

大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

（変更前）別紙1のとおり。

（変更後）別紙2のとおり。

4 変更年月日

別紙2のとおり。

5 届出年月日

平成27年5月22日

6 届出書の縦覧場所

(1) 広島市中区国泰寺町一丁目6番34号

広島市経済観光局産業振興部商業振興課

(2) 広島市佐伯区海老園二丁目5番28号

広島市佐伯区役所市民部政調整課

7 届出書の縦覧期間及び縦覧のできる時間帯

(1) 縦覧期間

平成27年5月29日から同年9月29日まで。ただし、日曜日、土曜日、国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日及び同年8月6日を除く。

(2) 縦覧のできる時間帯

午前8時30分から午後5時15分まで

8 意見書の提出

大規模小売店舗立地法第8条第2項の規定により、当該大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のために配慮すべき事項について意見を有する者は、この公告の日から4月以内に限り、広島市に対し、意見書の提出により、

これを述べるすることができます。

9 意見書の提出期限及び提出先

(1) 提出期限 平成27年9月29日

(2) 提出先

〒730-8586

広島市中区国泰寺町一丁目6番34号

広島市経済観光局産業振興部商業振興課

別紙1・別紙2 略

広島市告示第303号

平成27年5月29日

生活保護法（昭和25年法律第144号）第55条第2項において準用する同法第50条の2及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項の規定により、医療扶助のための施術者の廃止の届出があったので、生活保護法第55条の3第2号の規定により告示します。

広島市長 松井一實

| 施術者   | 施術所    |                  | 業務の種類 | 廃止年月日      |
|-------|--------|------------------|-------|------------|
|       | 名称     | 所在地              |       |            |
| 中久保直樹 | ほたる整骨院 | 広島市安佐北区深川七丁目12-8 | 柔道整復  | 平成27年5月10日 |

広島市告示第304号

平成27年5月29日

生活保護法（昭和25年法律第144号）第55条第1項及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項の規定により、医療扶助のための施術者として次に掲げる者を指定したので、生活保護法第55条の3第1号の規定により告示します。

広島市長 松井一實

| 施術者  | 施術所             |                                | 業務の種類  | 指定年月日     |
|------|-----------------|--------------------------------|--------|-----------|
|      | 名称              | 所在地<br>(出張専門の場合は施術者の住所)        |        |           |
| 高木和也 | パンダ接骨鍼灸院<br>中山院 | 広島市東区中山東二丁目1-14                | 柔道整復   | 平成27年5月1日 |
| 源成穂  | パンダ接骨鍼灸院<br>中山院 | 広島市東区中山東二丁目1-14                | はり・きゅう | 平成27年5月1日 |
| 中村公則 | こころ安佐南鍼灸治療院     | 広島市安佐南区大町東三丁目24-7コスモハイツシバタII2階 | はり・きゅう | 平成27年5月7日 |

広島市告示第305号

平成27年5月29日

地方自治法（昭和22年法律第67号）第171条第4項の規定に基づき、健康福祉局保健部食品保健課出納員の事務の一部を次のとおり委任したので告示します。

広島市長 松井一實

- 1 委任を受けた分任出納員  
別紙のとおり。
- 2 委任した事務  
健康福祉局保健部（広島市保健所）の分室において取り扱う次に掲げる事務
  - (1) 広島市証明等手数料条例（昭和32年広島市条例第20号）第2条に規定する手数料（保健部の所掌事務に係るものに限る。）の収納
  - (2) 広島市衛生関係手数料条例（平成12年広島市条例第22号）第2条に規定する手数料（保健部の所掌事務に係るものに限る。）の収納
  - (3) 広島市化製場等に関する条例（昭和59年広島市条例第44号）第3条に規定する手数料の収納
  - (4) 食品衛生責任者資格者証の実費の収納
- 3 委任年月日  
平成27年4月1日
- 4 委任期間  
平成27年4月1日から平成28年3月31日まで

（別紙）

| 設置場所           | 職名      | 氏名    |
|----------------|---------|-------|
| 健康福祉局保健部東区分室   | 生活衛生専門員 | 榊田 猛司 |
| 健康福祉局保健部南区分室   | 技師      | 佐伯 幸三 |
| 健康福祉局保健部西区分室   | 技師      | 伊藤 文明 |
| 健康福祉局保健部安佐南区分室 | 生活衛生専門員 | 岩田 敬二 |
| 健康福祉局保健部安佐北区分室 | 技師      | 木下 研視 |
| 健康福祉局保健部安芸区分室  | 生活衛生専門員 | 新本 晴信 |
| 健康福祉局保健部佐伯区分室  | 生活衛生専門員 | 岡田 可人 |

~~~~~  
広島市告示（中区）第93号
平成27年5月11日

広島市自転車等の放置の防止に関する条例（昭和60年広島市条例第98号）第10条第2項の規定により自転車等を撤去し、保管したので、同条例第12条の規定により次のとおり告示します。

広島市長 松井一實

次のとおり 略

~~~~~  
**広島市告示（中区）第94号**

平成27年5月11日

広島市自転車等の放置の防止に関する条例（昭和60年広島市条例第98号）第10条第2項の規定により自転車等を撤去し、保管したので、同条例第12条の規定により次のとおり告示します。

広島市長 松井一實

次のとおり 略

~~~~~  
広島市告示（中区）第95号
平成27年5月11日

富士見町第二自転車等駐車場内に、長期間駐車されていた下記自転車等については、5月6日に広島市西部自転車等保管所へ移動したので告示します。

なお、今後相当の間保管した後、申出のない自転車等については、処分します。

広島市長 松井一實

下記 略

~~~~~  
**広島市告示（中区）第96号**  
平成27年5月11日

広島市自転車等の放置の防止に関する条例（昭和60年広島市条例第98号）第11条第2項の規定により自転車等を撤去し、保管したので、同条例第12条の規定により次のとおり告示します。

広島市長 松井一實

次のとおり 略

~~~~~  
広島市告示（中区）第97号
平成27年5月13日

広島市自転車等の放置の防止に関する条例（昭和60年広島市条例第98号）第10条第2項及び第11条第2項の規定により自転車等を撤去し、保管したので、同条例第12条の規定により次のとおり告示します。

広島市長 松井一實

次のとおり 略

~~~~~  
**広島市告示（中区）第98号**  
平成27年5月13日

袋町自転車等駐車場、西新天地自転車等駐車場及び富士見町第二自転車等駐車場内に、長期間駐車されていた下記自転車等については、5月8日に広島市西部自転車等保管所へ移動したので告示します。

なお、今後相当の間保管した後、申出のない自転車等については、処分します。

広島市長 松井一實

下記略

広島市告示(中区)第99号

平成27年5月13日

広島市自転車等の放置の防止に関する条例(昭和60年広島市条例第98号)第10条第2項の規定により自転車等を撤去し、保管したので、同条例第12条の規定により次のとおり告示します。

広島市長 松井一實

次のとおり略

広島市告示(中区)第100号

平成27年5月13日

東新天地自転車等駐車場内に、長期間駐車されていた下記自転車等については、5月10日に広島市西部自転車等保管所へ移動したので告示します。

なお、今後相当の間保管した後、申出のない自転車等については、処分します。

広島市長 松井一實

下記略

広島市告示(中区)第101号

平成27年5月13日

広島市自転車等の放置の防止に関する条例(昭和60年広島市条例第98号)第10条第2項及び第11条第2項の規定により自転車等を撤去し、保管したので、同条例第12条の規定により次のとおり告示します。

広島市長 松井一實

次のとおり略

広島市告示(中区)第102号

平成27年5月15日

広島市自転車等の放置の防止に関する条例(昭和60年広島市条例第98号)第10条第2項の規定により自転車等を撤去し、保管したので、同条例第12条の規定により次のとおり告示します。

広島市長 松井一實

次のとおり略

広島市告示(中区)第103号

平成27年5月15日

東新天地自転車等駐車場、富士見町第二自転車等駐車場及び基町自転車等駐車場内に、長期間駐車されていた下記自転車等につ

いては、5月13日に広島市西部自転車等保管所へ移動したので告示します。

なお、今後相当の間保管した後、申出のない自転車等については、処分します。

広島市長 松井一實

下記略

広島市告示(中区)第104号

平成27年5月15日

広島市自転車等の放置の防止に関する条例(昭和60年広島市条例第98号)第10条第2項及び第11条第2項の規定により自転車等を撤去し、保管したので、同条例第12条の規定により次のとおり告示します。

広島市長 松井一實

次のとおり略

広島市告示(中区)第105号

平成27年5月22日

広島市自転車等の放置の防止に関する条例(昭和60年広島市条例第98号)第10条第2項及び第11条第2項の規定により自転車等を撤去し、保管したので、同条例第12条の規定により次のとおり告示します。

広島市長 松井一實

次のとおり略

広島市告示(中区)第106号

平成27年5月22日

広島バスセンター西自転車等駐車場B内に、長期間駐車されていた下記自転車については、5月15日に広島市西部自転車等保管所へ移動したので告示します。

なお、今後相当の間保管した後、申出のない自転車等については、処分します。

広島市長 松井一實

下記略

広島市告示(中区)第107号

平成27年5月22日

広島市自転車等の放置の防止に関する条例(昭和60年広島市条例第98号)第10条第2項の規定により自転車等を撤去し、保管したので、同条例第12条の規定により次のとおり告示します。

広島市長 松井一實

次のとおり略

広島市告示(中区)第108号

平成27年5月22日

広島バスセンター西自転車等駐車場A、富士見町第二自転車等駐車場及び西新天地自転車等駐車場内に、長期間駐車されていた下記自転車については、5月17日に広島市西部自転車等保管所へ移動したので告示します。

なお、今後相当の間保管した後、申出のない自転車等については、処分します。

広島市長 松井一實

下記 略

広島市告示(中区)第109号

平成27年5月26日

広島市自転車等の放置の防止に関する条例(昭和60年広島市条例第98号)第10条第2項及び第11条第2項の規定により自転車等を撤去し、保管したので、同条例第12条の規定により次のとおり告示します。

広島市長 松井一實

次のとおり 略

広島市告示(中区)第110号

平成27年5月26日

基町自転車等駐車場及び富士見町第二自転車等駐車場内に、長期間駐車されていた下記自転車等については、5月22日に広島市西部自転車等保管所へ移動したので告示します。

なお、今後相当の間保管した後、申出のない自転車等については、処分します。

広島市長 松井一實

下記 略

広島市告示(中区)第111号

平成27年5月26日

広島市自転車等の放置の防止に関する条例(昭和60年広島市条例第98号)第10条第2項の規定により自転車等を撤去し、保管したので、同条例第12条の規定により次のとおり告示します。

広島市長 松井一實

次のとおり 略

広島市告示(中区)第112号

平成27年5月26日

広島市自転車等の放置の防止に関する条例(昭和60年広島市条例第98号)第10条第2項及び第11条第2項の規定により自転車等を撤去し、保管したので、同条例第12条の規定により

次のとおり告示します。

広島市長 松井一實

次のとおり 略

広島市告示(中区)第113号

平成27年5月26日

富士見町第二自転車等駐車場内に、長期間駐車されていた下記自転車等については、5月25日に広島市西部自転車等保管所へ移動したので告示します。

なお、今後相当の間保管した後、申出のない自転車等については、処分します。

広島市長 松井一實

下記 略

広島市告示(中区)第114号

平成27年5月29日

広島市自転車等の放置の防止に関する条例(昭和60年広島市条例第98号)第10条第2項及び第11条第2項の規定により自転車等を撤去し、保管したので、同条例第12条の規定により次のとおり告示します。

広島市長 松井一實

次のとおり 略

広島市告示(中区)第115号

平成27年5月29日

広島市自転車等の放置の防止に関する条例(昭和60年広島市条例第98号)第10条第2項及び第11条第2項の規定により自転車等を撤去し、保管したので、同条例第12条の規定により次のとおり告示します。

広島市長 松井一實

次のとおり 略

広島市告示(東区)第57号

平成27年5月8日

広島市自転車等の放置の防止に関する条例(昭和60年広島市条例第98号)第10条第2項の規定により自転車等を撤去し、保管したので、同条例第12条第1項の規定により次のとおり告示します。

広島市長 松井一實

次のとおり 略

広島市告示(東区)第58号

平成27年5月13日

広島市自転車等の放置の防止に関する条例(昭和60年広島市

条例第98号)第10条第2項の規定により自転車を撤去し、保管したので、同条例第12条第1項の規定により次のとおり告示します。

広島市長 松井一實

次のとおり略

~~~~~  
広島市告示(東区)第59号
平成27年5月19日

広島市自転車等の放置の防止に関する条例(昭和60年広島市条例第98号)第10条第2項の規定により自転車を撤去し、保管したので、同条例第12条第1項の規定により次のとおり告示します。

広島市長 松井一實

次のとおり略

~~~~~  
**広島市告示(東区)第60号**  
平成27年5月25日

広島市自転車等の放置の防止に関する条例(昭和60年広島市条例第98号)第11条第2項の規定により自転車を撤去し、保管したので、同条例第12条第1項の規定により次のとおり告示します。

広島市長 松井一實

次のとおり略

~~~~~  
広島市告示(東区)第61号
平成27年5月28日

道路の区域を次のように変更するので、道路法(昭和27年法律第180号)第18条第1項の規定に基づき告示します。

その関係図面は、平成27年5月28日から平成27年6月12日まで東区建設部維持管理課において縦覧に供します。

広島市長 松井一實

道路の種類	路線名	変更区間	旧新別	敷地の幅員	敷地の延長
主要地方道	広島中島線	東区上温品三丁目2248番2地先から 東区上温品三丁目2288番8地先まで	旧	メートル 6.30 ～ 26.00	メートル 185.50
			新	メートル 12.30 ～ 47.60	メートル 185.50

~~~~~  
**広島市告示(東区)第62号**  
平成27年5月28日

道路の供用を次のように開始するので、道路法(昭和27年法律第180号)第18条第2項の規定に基づき告示します。

その関係図面は、平成27年5月28日から平成27年6月12日まで東区建設部維持管理課において縦覧に供します。

広島市長 松井一實

| 道路の種類 | 路線名   | 供用開始区間                                   | 供用開始の期日    |
|-------|-------|------------------------------------------|------------|
| 主要地方道 | 広島中島線 | 東区上温品三丁目2248番2地先から<br>東区上温品三丁目2288番8地先まで | 平成27年5月28日 |

~~~~~  
広島市告示(南区)第64号
平成27年5月7日

広島市自転車等の放置の防止に関する条例(昭和60年広島市条例第98号)第11条第2項の規定により自転車を撤去し、保管したので、同条例第12条の規定により告示します。

広島市長 松井一實

~~~~~  
**広島市告示(南区)第65号**  
平成27年5月7日

青崎一丁目自転車等駐車場、天神川南自転車等駐車場及び旭町自転車等駐車場内に、長期間駐車されていた下記の自転車等については、5月1日に広島市西部自転車等保管所へ移動したので、告示します。

なお、1か月間保管した後、申出のない自転車等については、処分します。

広島市長 松井一實

下記略

~~~~~  
広島市告示(南区)第66号
平成27年5月8日

広島市自転車等の放置の防止に関する条例(昭和60年広島市条例第98号)第10条第2項の規定により自転車を撤去し、保管したので、同条例第12条の規定により告示します。

広島市長 松井一實

~~~~~  
**広島市告示(南区)第67号**  
平成27年5月8日

広島駅南口第二駐輪場内に、長期間駐車されていた下記の自転車等については、5月7日に広島市西部自転車等保管所へ移動したので、告示します。

なお、今後相当の間保管した後、申出のない自転車等については、処分します。

広島市長 松井一實

下記略



広島市告示(南区)第68号

平成27年5月11日

天神川南自転車等駐車場内に、長期間駐車されていた下記の自転車等については、5月10日に広島市西部自転車等保管所へ移動したので、告示します。

なお、1か月間保管した後、申出のない自転車等については、処分します。

広島市長 松井一實

下記略

広島市告示(南区)第69号

平成27年5月11日

広島市自転車等の放置の防止に関する条例(昭和60年広島市条例第98号)第10条第2項の規定により自転車等を撤去し、保管したので、同条例第12条の規定により告示します。

広島市長 松井一實

広島市告示(南区)第70号

平成27年5月11日

建築基準法(昭和25年法律第201号)第42条第1項第5号の規定による道路の位置を次のとおり指定しました。

関係図書は、広島市南区役所建設部建築課において一般の縦覧に供します。

広島市長 松井一實

- 1 指定番号 第6号
- 2 指定年月日 平成27年5月11日
- 3 道路の位置 広島市南区仁保新町一丁目1099番2の一部
- 4 幅員 5.00メートル
- 5 延長 23.01メートル

広島市告示(南区)第71号

平成27年5月18日

広島駅南口第一駐輪場及び広島駅南口第二駐輪場内に、長期間駐車されていた下記の自転車等については、5月15日に広島市西部自転車等保管所へ移動したので、告示します。

なお、今後相当の間保管した後、申出のない自転車等については、処分します。

広島市長 松井一實

下記略

広島市告示(南区)第72号

平成27年5月18日

広島市自転車等の放置の防止に関する条例(昭和60年広島市

条例第98号)第10条第2項の規定により自転車等を撤去し、保管したので、同条例第12条の規定により告示します。

広島市長 松井一實

広島市告示(南区)第73号

平成27年5月20日

広島市自転車等の放置の防止に関する条例(昭和60年広島市条例第98号)第10条第2項の規定により自転車等を撤去し、保管したので、同条例第12条の規定により告示します。

広島市長 松井一實

広島市告示(南区)第74号

平成27年5月22日

広島市自転車等の放置の防止に関する条例(昭和60年広島市条例第98号)第10条第2項の規定により自転車等を撤去し、保管したので、同条例第12条の規定により告示します。

広島市長 松井一實

広島市告示(南区)第75号

平成27年5月22日

広島市自転車等の放置の防止に関する条例(昭和60年広島市条例第98号)第11条第2項の規定により自転車等を撤去し、保管したので、同条例第12条の規定により告示します。

広島市長 松井一實

広島市告示(南区)第76号

平成27年5月22日

天神川南自転車等駐車場内に、長期間駐車されていた下記の自転車等については、5月21日に広島市西部自転車等保管所へ移動したので、告示します。

なお、1か月間保管した後、申出のない自転車等については、処分します。

広島市長 松井一實

下記略

広島市告示(南区)第77号

平成27年5月26日

広島市自転車等の放置の防止に関する条例(昭和60年広島市条例第98号)第10条第2項の規定により自転車等を撤去し、保管したので、同条例第12条の規定により告示します。

広島市長 松井一實

広島市告示(南区)第78号